

日行連発第846号
令和2年10月13日

各単位会長 様

日本行政書士会連合会
会長 常住 豊
許認可業務部
部長 村山 豪彦

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（周知）

食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第140号）が令和2年7月14日に公布され、同年12月15日より施行されます。

本改正により、食品衛生法、公衆浴場法、旅館業法、クリーニング業法、理容師法、美容師法の営業等の許可において、事業譲渡に伴う許可申請等の際の提出書類の簡略化・削減が行われるとともに、相続による事業承継時の手続において、従来届出書等に戸籍謄本の添付を求めているところ、これに代えて法定相続情報一覧図の写しの添付によることも可能となります。

本件については、日行連会員サイトにて周知いたしますが、各単位会におかれましては、会員への周知徹底につきご協力くださいますようお願いいたします。

【参考】

- ・食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令（厚生労働省令第140号）
- ・食品衛生法施行規則等の一部を改正する省令の公布について（厚生労働省通知）

以上